

大津市消費生活センターだより **ぽけっと**



排水管の点検や洗浄の勧誘にご注意ください！

～料金 3,000 円のはずが数万円に！？～

自宅のポストに「排水管の高圧洗浄のお知らせ」というチラシが入り、洗浄料金 3,000 円と書かれていたので電話で申し込んだ。事業者は、排水管の洗浄後「詰まりに対応したので 1 m あたり 6,000 円×8 m で 48,000 円。」と言われた。チラシには 3,000 円と書かれていたのに高額な請求をされた！

消費生活センターからのアドバイス!!

- ① 「〇〇〇地区の皆様へ」「地域一斉」等、自治体の案内だと誤解させるような表現に注意しましょう。
- ② 低価格が強調されていますが、料金について小さな文字や目立たない部分に記載されていることがあるので注意しましょう。
- ③ 最初の契約をきっかけに、事業者から「さらなる点検」や「別の契約」を勧誘される場合もあります。
- ④ チラシに表示されている料金の説明を慎重に確認しましょう！
- ⑤ 必要がない契約は「いりません」と、きっぱりと断りましょう。
- ⑥ 困った時は、消費生活センターに相談してください。

～ご相談・お問い合わせ～



大津市消費生活センター 077-528-2662

相談時間：平日午前9時から午後5時まで（電話・来所での相談となります）

消費者ホットライン 188 (い・や・や)

お住まいの自治体の消費生活センターや相談窓口をご案内します。

18歳から「大人」になります！！ ～成年年齢が引き下げられました～

民法改正により、令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられ、高校3年生の場合は、18歳になる日から順次「大人」になり、親の同意なしに契約ができる一方、「責任」も生じます。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は「未成年者取消権」により契約を取り消すことができますが、成年者の契約では、この取消権を行使することができません。

よって、悪質業者は、未成年者取消ができなくなったばかりの若者を狙います。契約する際は十分に気をつけてください！

○契約は慎重に行う！

○「簡単に儲かる」「必ず儲かる」という儲け話はうのみにしない！

○必要なければきっぱりと断る！

<大津市消費者問題啓発協力員 活動報告>

啓発協力員を募集中!!

令和4年6月1日（水）に行われた研修会に参加しました！

身近な「琵琶湖」から消費者として「食の安全・安心」を考えるきっかけとなりました。



『もっと、湖魚を』

琵琶湖の漁獲減少が著しいです。

2014年では、60年前に較べて約1/10です。

水草が増えて光が湖底まで届かない、外来魚が増加した等の事情によるものです。漁獲量が現状から増に転じるためには、私共が湖の魚・貝・えびを消費することが一番です。琵琶湖八珍をびわ（ビワマス）こ（コアユ）は（ハス）、ほん（ホンモロコ）に（ニゴロブナ）す（スジエビ）ご（ゴリ）い（イサザ）、と覚えて、精々、喫食に努めたいです。



【啓発協力員・阪口レポート】

『食の安全』

食品の表示は、私たち消費者が食品を購入して安全に食べるための大切な情報源です。例えば、要冷蔵（10℃以下）の表示は、勿論、開封する前からそうしなさい、という意味です。

「消費期限」は品質劣化が早い食品に、「賞味期限」は品質劣化が遅い食品に、表示されます。

家庭で食中毒を防ぐには、食中毒予防3原則、細菌やウイルスを、

①付けない、②増やさない、③やっつける、を意識することが大切です。

【啓発協力員・阪口レポート】

